

最高裁秘書第2289号

令和4年7月21日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉



苦情の申出に係る諮問について（通知）

3月28日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を開示したことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

どのような場合に、開示する司法行政文書のうち、謄写は認めずに閲覧のみを認める取扱いをすることになっているかが分かる文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（4233）5240（直通）

最高裁秘書第2335号

令和4年7月28日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

また、同諮詢について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

どのような場合に、開示する司法行政文書のうち、謄写は認めず閲覧のみを認める取扱いをすることになっているかが分かる文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和4年6月21日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和4年度（最情）謝問第9号

(2) 謝問日

令和4年7月21日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

令和4年7月21日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 堀 田 真 哉

### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書は存在するはずである旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

どのような場合に、開示する司法行政文書のうち、謄写は認めず閲覧のみを認める取扱いをすることになっているかが分かる文書（最新版）

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、3月28日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示申出について、「現在の司法行政文書の開示事務において、謄写は認めず閲覧のみを認める取扱いをする場合の一般的な基準が分かる文書」と整理し、文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。

7月1日実施前の「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」記第10の1及び「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の実施の細目について（通達）」記第1の7の(2)において、開示の実施の方法として、閲覧、謄写等の方法が挙げられているところ、開示の実施に当たりどのような実施方法を選択するかについては、開示申出ごとに開示対象文書の内容や性状等を踏まえて個別に判断していることから、本件開示申

出に係る文書は作成又は取得していない。

(2) よって、原判断は相当である。